

VII. そ の 他

1. 税の諸証明
2. 電子申告件数
3. 令和7年度市税一覧表
4. 税務3課組織図
5. 税務機構等
 - (1) 税務職員の配置状況調
 - (2) 税務分掌事務
 - (3) 税務職員年齢別人員調
 - (4) 税務職員勤務年数調
 - (5) 税務職員特殊勤務手当調
6. 中核市の税務関係調
 - (1) 令和6年度 決算
 - (2) 直近3年間の収入率等の推移

1. 税の諸証明

()は公用・無料の再掲

区分	年度	R2 (通)	R3 (通)	R4 (通)	R5 (通)	R6 (通)
納 税 証 明		(13,331) 20,277	(14,103) 19,951	(11,157) 17,847	(2,878) 9,228	(1,944) 8,924
固 定 資 産 証 明		(26,416) 33,657	(26,805) 33,864	(25,335) 32,860	(23,665) 31,350	(24,772) 32,651
市 民 税 ・ 県 民 税 所 得 ・ 課 稅 証 明		(62) 42,273	(43) 39,896	(26) 40,428	(9) 34,812	(36) 36,677
閲 覧		4,123	3,868	3,998	3,917	4,000

2. 電子申告件数

(入湯税及び宿泊税以外はeLTAXの件数)

税目	年度	R2 (件)	R3 (件)	R4 (件)	R5 (件)	R6 (件)
個人住民税 (給報)	総括表	17,403	18,919	19,800	20,649	22,224
	個人別明細	189,794	203,940	216,689	225,856	241,607
個人住民税 (年金報)	総括表	342	416	399	433	462
	個人別明細	181,452	180,957	180,527	181,268	184,873
法 人 市 民 税		18,361	19,421	20,211	20,801	21,356
固 定 資 産 税 (償却資産)		4,663	5,258	5,746	5,888	6,689
事 業 所 税		353	445	494	539	615
市 た ば こ 税					3	73
入 湯 税	eLTAX				0	12
	電子申請 サービス		不明	72	72	58
宿 泊 税	eLTAX				160	712
	電子申請 サービス		不明	1,281	2,014	1,833
電 子 申 請 ・ 届 出		3,229	2,790	2,695	2,858	3,045

3. 令和7年度市税一覧表

区分 税目	課 税 客 体	納税義務者	賦課期日	課 税 標 準 及 び 税 率	申 告 期 限	納 期																								
個人市民税	・市内に住所を有する個人 (均等割、所得割) ・市内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの (均等割)		1月1日	・均等割 3,000円 ・所得割 課税標準額に一律100分の6	(市県民税申告書) 3月15日 (給与支払報告書) (年金支払報告書) 1月31日 (異動報告書) 徴収する義務がなくなる事由が生じた月の翌月 10日	(普通徴収) 1期 6月10日～同月30日まで 2期 8月1日～同月31日まで 3期 10月1日～同月31日まで 4期 1月1日～同月31日まで (給与からの特別徴収) 毎月(6月～翌年5月)分徴収 の翌月10日 (年金からの特別徴収) 年金の支給月(偶数月)の 翌月10日 (特例) 當時10人未満の事業所で 納期の特例を認められるもの 6月～11月 12月10日 12月～翌年5月 6月10日																								
市民税	・市内に事務所又は事業所を有する法人 (均等割、法人税割) ・市内に寮等を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの (均等割) ・法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの (法人税割)			・均等割 下表金額×(課税標準の算定期間中において事務所や事業所等を有していた月数)÷12月 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資本金等の金額*</th> <th colspan="2">市内の従業者数</th> <th rowspan="2">税率(単位:万円)</th> </tr> <tr> <th>50人超</th> <th>50人以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>300</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>10億円超 50億円以下</td> <td>175</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1億円超 10億円以下</td> <td>40</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>1千万円超 1億円以下</td> <td>15</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>12</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>その他の</td> <td></td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> ※平成27年4月1日以後に開始する事業年度については 「資本金等の額」と「資本金と資本準備金の合算額」のいずれか大きい額 ・法人税割 平成26年9月30日までに開始する事業年度 100分の14.7 平成26年10月1日から令和元年9月30日まで に開始する事業年度 100分の12.1 令和元年10月1日以後に開始する事業年度 100分の8.4	資本金等の金額*	市内の従業者数		税率(単位:万円)	50人超	50人以下	50億円超	300	41	10億円超 50億円以下	175		1億円超 10億円以下	40	16	1千万円超 1億円以下	15	13	1千万円以下	12	5	その他の		5	法人税の申告期限まで	事業年度終了日の翌日から 原則として2月以内
資本金等の金額*	市内の従業者数		税率(単位:万円)																											
	50人超	50人以下																												
50億円超	300	41																												
10億円超 50億円以下	175																													
1億円超 10億円以下	40	16																												
1千万円超 1億円以下	15	13																												
1千万円以下	12	5																												
その他の		5																												

区分 税目	課 税 客 体	納税義務者	賦課期日	課 税 標 準 及 び 税 率	申 告 期 限	納 期																																																																																														
固定資産税	固定資産 ・土地 ・家屋 ・償却資産 (構築物、機械及び装置、工具・器具・備品等)	固定資産の所有者	1月1日	課税標準額の100分の1.4 ※免税点 ・土地 30万円未満 ・家屋 20万円未満 ・償却資産 150万円未満	(償却資産の申告) 1月31日	1期 4月1日～同月30日 2期 7月1日～同月31日 3期 12月1日～同月28日 4期 2月1日～同月末日																																																																																														
軽自動車税 (種別割)	原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 2輪の小型自動車	軽自動車等の所有者	4月1日	<p>・標準税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種</th> <th>税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付 自転車</td> <td>一般原付(50cc又は0.6kW以下)</td> <td rowspan="4">2,000円</td> </tr> <tr> <td>一般原付(125cc以下かつ最高出力4.0kW以下)</td> </tr> <tr> <td>特定原付(0.6kW以下)</td> </tr> <tr> <td>90cc又は0.8kW以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">バ イ ク</td> <td>125cc超 250cc以下</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>250cc超</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">二輪(被けん引車)</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊 自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">軽 自 動 車</td> <td colspan="2">初度検査年月の区分</td> <td>H27.3まで</td> <td>H27.4以後</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四 輪 以 上</td> <td>乗用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>貨物用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四 輪 以 上</td> <td>營業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <p>・重課税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種</th> <th>税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">軽 自 動 車</td> <td colspan="2">三輪</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四 輪 以 上</td> <td>乗用</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四 輪 以 上</td> <td>營業用</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>6,000円</td> </tr> <p>・グリーン化特例(軽課)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種</th> <th>税額</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>75%軽減</th> <th>50%軽減</th> <th>25%軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">軽 自 動 車</td> <td colspan="2">三輪 乗用営業用</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四 輪 以 上</td> <td>乗用</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>2,700円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四 輪 以 上</td> <td>營業用</td> <td>1,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>1,300円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </tbody></table></tbody></table>	車種		税額	原動機付 自転車	一般原付(50cc又は0.6kW以下)	2,000円	一般原付(125cc以下かつ最高出力4.0kW以下)	特定原付(0.6kW以下)	90cc又は0.8kW以下	バ イ ク	125cc超 250cc以下	2,400円	250cc超	3,700円	二輪(被けん引車)		3,600円	小型特殊 自動車	農耕作業用	2,400円	その他	5,900円	軽 自 動 車	初度検査年月の区分		H27.3まで	H27.4以後	三輪		3,100円	3,900円	四 輪 以 上	乗用	5,500円	6,900円	貨物用	7,200円	10,800円	四 輪 以 上	營業用	3,000円	3,800円	自家用	4,000円	5,000円	車種		税額	軽 自 動 車	三輪		4,600円	四 輪 以 上	乗用	8,200円	自家用	12,900円	四 輪 以 上	營業用	4,500円	自家用	6,000円	車種		税額			75%軽減	50%軽減	25%軽減	軽 自 動 車	三輪 乗用営業用		1,000円	2,000円	3,000円	四 輪 以 上	乗用	1,800円	3,500円	5,200円	自家用	2,700円			四 輪 以 上	營業用	1,000円			自家用	1,300円			(新規登録等申告) 軽自動車等の所有者等 となった日から15日以内 (廃車申告) 軽自動車等の所有者等 でなくなった日から30日 以内	5月10日～5月31日まで
車種		税額																																																																																																		
原動機付 自転車	一般原付(50cc又は0.6kW以下)	2,000円																																																																																																		
	一般原付(125cc以下かつ最高出力4.0kW以下)																																																																																																			
	特定原付(0.6kW以下)																																																																																																			
	90cc又は0.8kW以下																																																																																																			
バ イ ク	125cc超 250cc以下	2,400円																																																																																																		
	250cc超	3,700円																																																																																																		
二輪(被けん引車)		3,600円																																																																																																		
小型特殊 自動車	農耕作業用	2,400円																																																																																																		
	その他	5,900円																																																																																																		
軽 自 動 車	初度検査年月の区分		H27.3まで	H27.4以後																																																																																																
	三輪		3,100円	3,900円																																																																																																
	四 輪 以 上	乗用	5,500円	6,900円																																																																																																
		貨物用	7,200円	10,800円																																																																																																
	四 輪 以 上	營業用	3,000円	3,800円																																																																																																
		自家用	4,000円	5,000円																																																																																																
車種		税額																																																																																																		
軽 自 動 車	三輪		4,600円																																																																																																	
	四 輪 以 上	乗用	8,200円																																																																																																	
		自家用	12,900円																																																																																																	
	四 輪 以 上	營業用	4,500円																																																																																																	
		自家用	6,000円																																																																																																	
	車種		税額																																																																																																	
		75%軽減	50%軽減	25%軽減																																																																																																
軽 自 動 車	三輪 乗用営業用		1,000円	2,000円	3,000円																																																																																															
	四 輪 以 上	乗用	1,800円	3,500円	5,200円																																																																																															
		自家用	2,700円																																																																																																	
	四 輪 以 上	營業用	1,000円																																																																																																	
		自家用	1,300円																																																																																																	

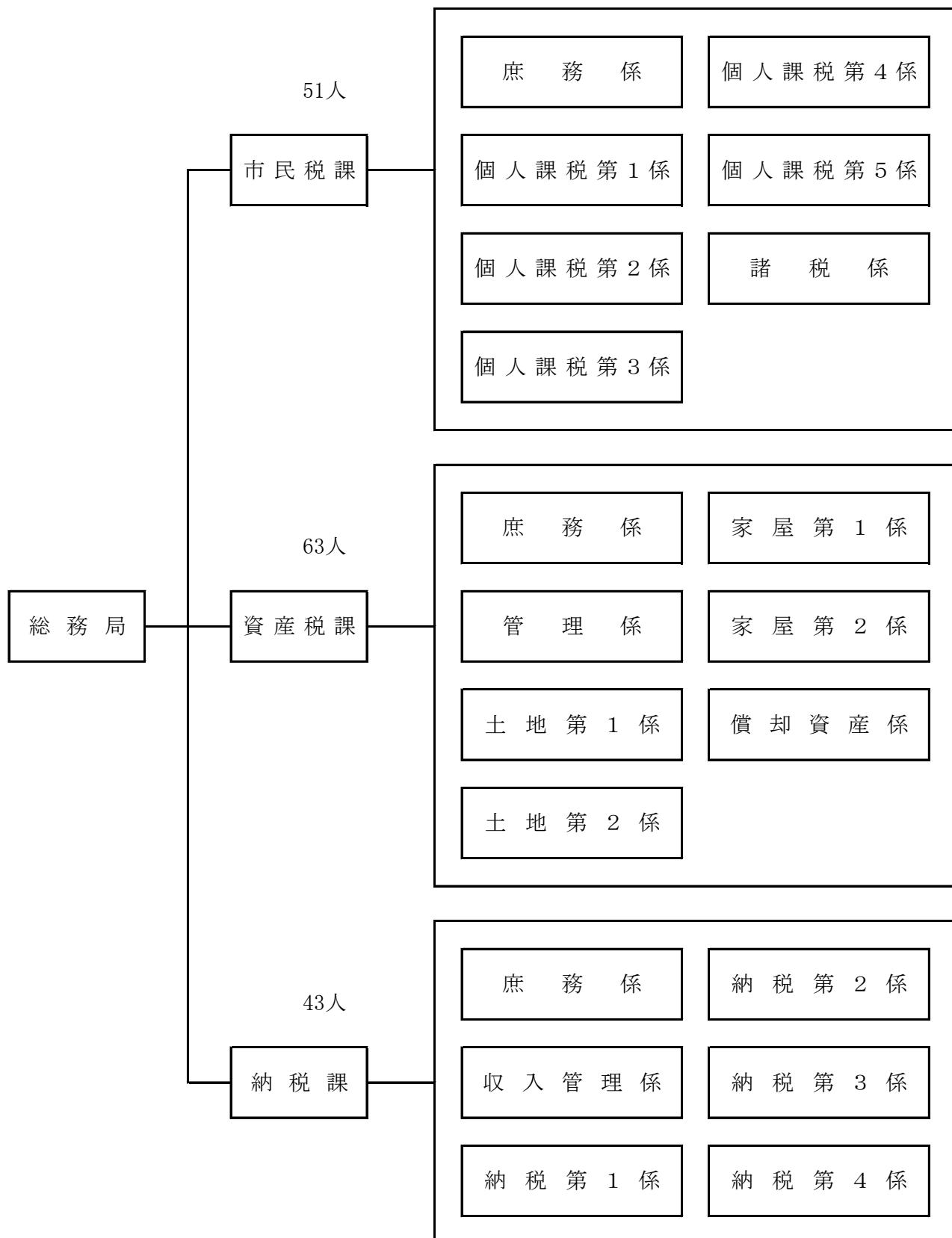
区分 税目	課 税 客 体	納税義務者	賦課期日	課 税 標 準 及 び 税 率	申 告 期 限	納 期
軽自動車税 (環境性能割)	3輪以上の軽自動車 ※賦課徴収は、当分の間、県 が行う。	3輪以上の 軽自動車の 取得者		課税標準:3輪以上の軽自動車の取得のために通常要 する価額 税率:燃費基準値達成度等に応じて決定 (非課税、1%、2%、3%の4段階。但し、当分の間、自 家用は2%を上限とする。営業用は非課税、0.5%、 1%、2%の4段階)	地方税法第454条第1項各 号に掲げる3輪以上の軽自 動車の区分に応じ、当該各 号に定める時又は日まで	申告期限と同じ
市たばこ税	卸売販売業者等が市内の小売 業者に売り渡したたばこ	卸売販売業 者等		売渡し本数1,000本につき ・紙巻たばこ等 6,552円 【加熱式たばこについて】 紙巻たばこの本数への換算方法を見直し 重量と価格を紙巻たばこの本数に換算 重量0.4gごとに紙巻たばこ0.5本に換算＋ 紙巻たばこ1本当たりの平均価格で 紙巻たばこ0.5本に換算 【軽量な葉巻たばこについて】 紙巻たばこの本数への換算方法を見直し 軽量な葉巻たばこ(1本あたりの重量が1グラム未満) 1本を紙巻たばこ1本に換算	当月の販売につき翌月末 日までに申告	翌月末日まで
特別土地 保有税	5000m ² 以上の土地 ただし、取得後10年を経過 しているものは除く。 ※平成15年度より新たな課税は 停止	土地の所有 者又は取得 者	(保有分) 1月1日 (取得分) 1月1日 及び 7月1日	・土地の取得価額 ・税率 保有分 取得価額×1.4%－固定資産税相当額 取得分 取得価額×3%－不動産取得税相当額 ※免税点 5,000m ² 未満	(保有分) 5月31日 (取得分) ・1月1日基準日分 2月末日 ・7月1日基準日分 8月31日	申告期限と同じ

区分 税目	課 税 客 体	納税義務者	賦課期日	課税標準及び税率	申 告 期 限	納 期
入湯税	鉱泉浴場における入湯行為	入湯客		一人につき ・宿泊の場合は、一泊につき150円 ・日帰りの場合は、一回につき100円	特別徴収により当月分を翌月15日までに申告	申告期限と同じ
事業所税	法人又は個人が事務所又は事業所で行う事業	事業を行う法人又は個人		・資産割 課税標準の算定期間の末日に おける事業所床面積1m ² につき 600円 ※免税点 1,000m ² 以下 ・従業者割 課税標準の算定期間に支払 われた従業者給与総額の 100分の0.25 ※免税点 100人以下	(法人) 事業年度終了の日から 2月以内 (個人) 翌年の3月15日	申告期限と同じ
都市計画税	市街化区域内の土地・家屋	土地、家屋 の所有者	1月1日	課税標準額の100分の0.3 ※免税点 固定資産税が免税点未満となるもの		固定資産税の納期と同じ
宿泊税	旅館業法の許可を受けた 旅館・ホテル、簡易宿所又は 住宅宿泊事業法の届出をして 住宅宿泊事業(いわゆる民泊) を行う住宅への宿泊行為	宿泊客		・令和6年9月30日まで 宿泊者1人1泊あたりの宿泊料金が 2万円未満の場合 200円 2万円以上の場合 500円 ・令和6年10月1日から 宿泊者1人1泊あたりの宿泊料金が 5千円未満の場合 課さない 5千円以上2万円未満の場合 200円 2万円以上の場合 500円	特別徴収により当月分を翌月末日までに申告	申告期限と同じ
国有資産等所在 市町村交付金	国、地方公共団体所有の 固定資産で貸付資産等	国、地方公 共団体		交付金算定標準額の100分の1.4 ※法で特別の定めのあるものを除き、前年の3月 31日現在において国有財産台帳に記載された 価格	通知の時期 (国、各地方公共団体より) 前年の11月30日まで	6月30日

※納期については、条例上の納期であり、実際の納期とは異なる年度があります。

4. 稅務3課組織図

(令和7年4月1日現在)



5. 税務機構等

(1) 税務職員の配置状況調

(令和7年4月1日現在)

課名・係名	次長 (人)	課長 (人)	課長補佐 (人)	係長 (人)	担当課長補佐 (人)	主査 (人)	主任 (人)	主事 (人)	合計 (人)
市民税課	1	1	1						3 (0)
庶務係				1 (1)	3		3 (2)	4 (3)	11 (6)
個人課税第1係				1		2		3 (3)	6 (3)
個人課税第2係				1			1	4 (3)	6 (3)
個人課税第3係				1 (1)			1	4 (1)	6 (2)
個人課税第4係				1		1	1	3 (3)	6 (3)
個人課税第5係				1	1			4 (3)	6 (3)
諸税係				1			3 (2)	3 (1)	7 (3)
市民税課計	1 (0)	1 (0)	1 (0)	7 (2)	4 (0)	3 (0)	9 (4)	25 (17)	51 (23)
資産税課		1	1						2 (0)
庶務係				1 (1)		4 (1)		5 (5)	10 (7)
管理係				1		3 (3)	4 (4)		8 (7)
土地第1係				1		2 (2)	3 (2)	2 (1)	8 (5)
土地第2係				1		1 (1)	3 (2)	3 (3)	8 (6)
家屋第1係				1 (1)			1	7 (5)	9 (6)
家屋第2係				1				10 (6)	11 (6)
償却資産係				1		1	2 (2)	3 (3)	7 (5)
資産税課計	0 (0)	1 (0)	1 (0)	7 (2)	0 (0)	11 (7)	13 (10)	30 (23)	63 (42)
納税課		1	1						2 (0)
庶務係				1			1 (1)	2 (2)	4 (3)
収入管理係				1 (1)			1	4 (2)	6 (3)
納税第1係				1		1	1	2	5 (0)
納税第2係				1 (1)		2	1 (1)	5 (3)	9 (5)
納税第3係				1 (1)		1	4 (3)	2	8 (4)
納税第4係				1		1	2 (2)	5 (5)	9 (7)
納税課計	0 (0)	1 (0)	1 (0)	6 (3)	0 (0)	5 (0)	10 (7)	20 (12)	43 (22)
合計	1 (0)	3 (0)	3 (0)	20 (7)	4 (0)	19 (7)	32 (21)	75 (52)	157 (87)

(注) ()内は女性職員数を内数で示す

(2) 税務分掌事務

課等・係	分掌事務
市民税課	庶務係 1 税務の統括に関する事項 2 税務に関する企画及び調整に関する事項 3 個人市民税(県民税及び森林環境税を含む。以下同じ。)の賦課に関する事項 (他係が所管する事項を除く。) 4 税思想の普及向上に関する事項 5 固定資産評価審査委員会に関する事項 6 課の庶務に関する事項 7 税務事務で他課及び他係に属しない事項
	個人課税第1係 1 個人市民税の賦課に関する事項 (各係は、課長が定める区分の住民等をそれぞれ対象とする。)
	個人課税第2係
	個人課税第3係
	個人課税第4係 個人課税第5係 諸税係 1 法人市民税の賦課に関する事項 2 市たばこ税、鉱産税、入湯税、事業所税及び宿泊税の賦課に関する事項
資産税課	庶務係 1 固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び特別土地保有税の賦課に関する事項 2 国有資産等所在市町村交付金に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 他係に属しない事項
	管理係 1 固定資産課税台帳等に関する事項 2 市税(県民税及び森林環境税を含む。以下同じ。)に係る各種証明及び閲覧に関する事項
	土地第1係 1 土地の評価に関する事項 (各係は、課長が定める区域等をそれぞれ対象とする。)
	土地第2係
	家屋第1係 1 家屋の評価に関する事項 (各係は、課長が定める区域等をそれぞれ対象とする。)
	家屋第2係 償却資産係 1 儻却資産の評価に関する事項
納税課	庶務係 1 地方譲与税、県税に関する交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する事項 2 市税の収入の整理に関する事項 3 県民税及び森林環境税の払込みに関する事項 4 納税協力会及び納税貯蓄組合に関する事項 5 課の庶務に関する事項 6 他係に属しない事項
	収入管理係 1 市税の収納に関する事項 2 市税の過誤納金及び還付金の還付、充当及び納付委託に関する事項 3 紳税環境の整備に関する事項 4 口座振替による納税に関する事項
	納税第1係 納税第2係 1 市税の督促及び滞納処分に関する事項 (各係は、課長が定める区域の住民等をそれぞれ対象とする。)
	納税第3係 納税第4係

(注) 金沢市補助組織及び分掌事務規則第5条による

(3) 稅務職員年齢別人員調

(令和7年4月1日現在)

区分 課名	20歳未満 (人)	20歳以上 30歳未満 (人)	30歳以上 40歳未満 (人)	40歳以上 50歳未満 (人)	50歳以上 (人)	平均年齢 (歳)
市民税課	2	20	11	8	10	35.8
資産税課	0	29	14	12	8	34.4
納税課	1	18	8	8	8	35.9
合計	2	20	11	8	10	35.1

(4) 稅務職員勤務年数調

(令和7年4月1日現在)

課名	区分	1年未満 (人)	1年以上 3年未満 (人)	3年以上 5年未満 (人)	5年以上 7年未満 (人)	7年以上 10年未満 (人)	10年以上 15年未満 (人)	15年以上 20年未満 (人)	20年以上 25年未満 (人)	25年以上 (人)	合計 (人)	平均年数 (年)
市民税課	税務職員として	9	13	8	6	7	6	1	0	1	51	5.8
	市職員として	5	9	7	0	6	5	3	6	10	51	13.3
資産税課	税務職員として	8	9	18	10	11	6	1	0	0	63	4.6
	市職員として	5	5	12	6	1	11	8	6	9	63	11.6
納税課	税務職員として	7	13	7	7	3	4	2	0	0	43	4.3
	市職員として	4	9	5	4	1	6	0	5	9	43	12.5
合計	税務職員として	24	35	33	23	21	16	4	0	1	157	4.9
	市職員として	14	23	24	10	8	22	11	17	28	157	12.4

(5) 税務職員特殊勤務手当調

区分	支給額
市税の徴収の業務に従事した職員 当該業務に常時従事する職員以外の職員にあたっては、納税推進 または納付催告等に伴う滞納整理業務に従事したとき	日額 490円
固定資産税及び都市計画税の賦課の業務に従事した職員 当該業務に常時従事する職員以外の職員にあたっては、賦課業務 の応援(調査を含む。)、固定資産課税台帳の縦覧対応に従事したとき	日額 380円
市税(固定資産税及び都市計画税除く。)の賦課の業務に従事した職員 当該業務に常時従事する職員以外の職員にあたっては、賦課業務 の応援、確定申告における受け付け・書類審査に従事したとき	日額 320円

(注1) 職員の特殊勤務手当に関する条例第25条による。

(注2) 平成21年4月1日より日額化。

6. 中核市の税務関係調

(注1) 令和6年度対調定収入率(全体) 降順で表示

(注2) 令和6年度の中核市62市を対象

(1) 令和6年度 決算

No.	区分 市名	市税 (千円)	対 調 定 収 入 率			繰 越 額 (千円)	不 納 欠 損 額 (千円)
			全 体 (%)	現 年 課 稲 分 (%)	滞 納 繰 越 分 (%)		
1	大 分	81,536,461	99.58	99.84	31.11	305,865	56,178
2	高 橋	51,792,914	99.55	99.79	54.07	221,631	11,533
3	八 王 子	93,105,171	99.48	99.89	28.97	423,827	108,875
4	枚 方	57,739,788	99.44	99.75	38.49	336,857	20,256
5	吳	30,100,661	99.44	99.84	31.71	171,446	21,977
6	高 崎	65,228,086	99.44	99.71	35.90	311,754	58,579
7	豊 田	146,753,473	99.42	99.78	34.02	780,795	69,978
8	長 野	59,715,493	99.23	99.64	44.24	359,652	100,763
9	吹 田	71,766,265	99.07	99.62	40.96	626,643	46,206
10	東 大 阪	79,434,757	98.84	99.53	38.34	901,821	67,211
11	松 山	70,709,498	98.83	99.54	28.49	767,925	71,772
12	福 井	44,840,894	98.80	99.40	42.48	452,219	91,042
13	松 本	38,157,576	98.78	99.44	42.65	432,977	40,087
14	倉 敷	86,705,704	98.71	99.51	34.19	1,039,911	88,933
15	前 橋	54,772,763	98.71	99.60	22.57	540,583	175,402
16	松 江	29,149,785	98.69	99.68	31.88	351,254	34,771
17	那 霸	56,196,752	98.66	99.66	33.26	799,889	84,970
18	八 尾	40,092,700	98.62	99.59	30.87	556,660	19,826
19	福 山	76,613,004	98.50	99.57	30.96	1,100,834	69,709
20	鹿 児 島	90,522,768	98.47	99.49	36.24	1,317,703	117,485
21	越 谷	51,068,463	98.46	99.30	42.65	775,193	39,720
22	金 沢	85,876,202	98.45	99.53	48.80	1,312,821	100,013
23	西 宮	91,550,901	98.42	99.55	26.99	820,360	648,845
24	宮 崎	56,091,500	98.42	99.45	32.82	836,616	80,696
25	盛 岡	42,260,699	98.40	99.44	32.03	648,482	72,290
26	豊 中	72,704,584	98.31	99.32	36.88	1,186,024	92,024
27	川 口	103,160,614	98.30	99.25	41.02	1,594,967	235,816
28	船 橋	107,706,662	98.29	99.34	33.94	1,738,592	140,342
29	高 知	44,659,674	98.27	99.50	21.78	778,010	19,810
30	旭 川	39,957,894	98.26	99.38	18.85	538,478	171,302
31	長 崎	55,893,275	98.25	99.52	32.67	904,330	104,757
32	和 歌 山	58,823,676	98.24	99.44	30.62	1,003,135	49,569
33	尼 崎	84,538,405	98.23	99.45	34.89	1,430,167	101,870
34	明 石	44,941,732	98.13	99.47	31.92	775,300	80,995
35	川 越	59,303,978	98.09	99.40	28.14	1,018,140	138,829
36	宇 都 宮	95,540,821	98.07	99.23	33.83	1,744,509	174,647
37	姫 路	101,745,659	98.06	99.51	25.28	1,874,486	142,385
38	下 関	33,020,835	98.03	99.36	29.57	601,039	75,076
39	鳥 取	23,816,730	97.98	99.54	22.60	414,086	88,855
40	岡 崎	70,939,824	97.98	99.39	27.26	1,367,595	98,557
41	豊 橋	64,883,224	97.96	99.43	26.02	1,264,532	102,060
42	奈 良	52,927,128	97.91	99.46	26.28	1,109,180	34,748
43	一 宮	52,702,593	97.90	99.30	27.88	1,071,324	62,981
44	水 戸	42,415,842	97.90	99.15	36.10	831,443	80,117
45	高 松	65,142,134	97.89	99.36	25.79	1,333,981	105,096
46	久 留 米	42,500,256	97.77	99.25	29.52	978,417	70,152
47	八 戸	29,953,107	97.74	99.33	26.25	631,410	65,723
48	柏	72,816,421	97.52	99.01	37.17	1,765,063	96,083
49	横 須 賀	61,033,305	97.47	99.23	25.51	1,469,284	116,401
50	佐 世 保	29,194,510	97.43	99.23	21.03	697,245	75,100
51	福 島	40,612,773	97.34	99.20	22.60	1,032,627	92,615
52	秋 田	43,414,248	97.24	99.27	22.26	1,154,941	83,602
53	郡 山	51,883,118	97.10	99.20	21.84	1,470,666	79,982
54	甲 府	29,574,441	96.96	99.05	19.63	873,981	52,192
55	寝 屋 川	28,944,441	96.95	99.08	23.31	865,270	44,125
56	富 山	76,675,601	96.88	99.20	23.22	2,375,962	130,415
57	函 館	32,033,655	96.73	99.01	21.05	1,003,990	77,680
58	山 形	36,313,264	96.57	99.08	16.74	1,174,199	122,357
59	い わ き	51,150,501	96.49	98.85	23.94	1,669,719	205,414
60	大 津	52,815,058	96.48	99.26	20.53	1,787,744	161,919
61	岐 阜	66,036,013	96.40	99.16	20.87	2,322,207	189,192
62	青 森	33,902,827	96.07	99.04	17.24	1,315,082	87,737
平 均		59,765,502	98.12	99.41	30.30	989,691	99,156

(2)直近3年間の収入率等の推移

No.	区分 市名	市 稅 の 対 調 定 収 入 率									繰 越 額			不 納 欠 損 額		
		全 体			現 年 課 税 分			滞 納 繰 越 分			R 4	R 5	R 6	R 4	R 5	R 6
		R 4 (%)	R 5 (%)	R 6 (%)	R 4 (%)	R 5 (%)	R 6 (%)	R 4 (%)	R 5 (%)	R 6 (%)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
1	大 分	99.52	99.55	99.58	99.87	99.85	99.84	27.60	32.31	31.11	369,406	321,282	305,865	55,441	65,772	56,178
2	高 橻	99.47	99.48	99.55	99.69	99.70	99.79	54.05	54.85	54.07	269,275	265,366	221,631	12,014	8,152	11,533
3	八 王 子	99.19	99.38	99.48	99.69	99.82	99.89	37.59	37.17	28.97	676,434	550,062	423,827	111,978	81,295	108,875
4	枚 方	99.50	99.49	99.44	99.77	99.76	99.75	40.59	42.76	38.49	278,364	300,552	336,857	25,468	19,206	20,256
5	吳	99.46	99.39	99.44	99.85	99.79	99.84	28.67	25.27	31.71	166,996	177,896	171,446	19,548	22,190	21,977
6	高 崎	99.38	99.43	99.44	99.73	99.78	99.71	35.60	33.77	35.90	352,308	285,638	311,754	47,225	86,788	58,579
7	豊 田	99.29	99.26	99.42	99.71	99.71	99.78	35.02	31.09	34.02	766,771	799,115	780,795	81,167	72,588	69,978
8	長 野	99.16	99.22	99.23	99.64	99.66	99.64	41.06	41.51	44.24	453,863	425,424	359,652	46,318	50,343	100,763
9	吹 田	98.87	99.00	99.07	99.55	99.61	99.62	37.95	40.23	40.96	752,652	683,881	626,643	52,227	40,549	46,206
10	東 大 阪	98.85	98.83	98.84	99.47	99.47	99.53	39.15	40.18	38.34	885,210	927,371	901,821	61,975	65,216	67,211
11	松 山	98.80	98.83	98.83	99.55	99.56	99.54	32.61	31.49	28.49	774,741	724,308	767,925	80,022	120,012	71,772
12	福 井	98.40	98.55	98.80	99.52	99.47	99.40	30.32	30.52	42.48	617,341	479,327	452,219	110,940	186,853	91,042
13	松 本	98.66	98.70	98.78	99.49	99.43	99.44	36.52	38.07	42.65	463,986	445,102	432,977	46,017	57,943	40,087
14	倉 敷	98.73	98.72	98.71	99.50	99.51	99.51	32.80	32.39	34.19	1,049,988	1,051,723	1,039,911	95,261	77,260	88,933
15	前 橋	98.70	98.75	98.71	99.56	99.62	99.60	26.30	27.62	22.57	676,719	649,984	540,583	33,561	45,932	175,402
16	松 江	98.44	98.67	98.69	99.46	99.55	99.68	29.08	39.21	31.88	416,288	341,820	351,254	41,771	54,345	34,771
17	那 霸	98.51	98.57	98.66	99.44	99.56	99.66	37.90	33.53	33.26	867,973	866,095	799,889	44,491	52,842	84,970
18	八 尾	98.42	98.58	98.62	99.49	99.54	99.59	37.70	35.12	30.87	613,803	573,793	556,660	35,017	22,718	19,826
19	福 山	98.14	98.35	98.50	99.40	99.51	99.57	29.22	31.81	30.96	1,366,122	1,227,127	1,100,834	106,717	94,772	69,709
20	鹿 児 島	97.79	98.01	98.47	99.33	99.46	99.49	24.76	28.28	36.24	1,898,102	1,504,435	1,317,703	154,677	360,605	117,485
21	越 谷	98.24	98.43	98.46	99.25	99.34	99.30	43.19	43.10	42.65	858,634	775,909	775,193	60,095	62,557	39,720
22	金 沢	97.98	97.80	98.45	99.47	99.11	99.53	32.18	29.29	48.80	1,627,485	1,866,127	1,312,821	160,940	131,694	100,013
23	西 宮	98.34	98.36	98.42	99.54	99.54	99.55	25.48	24.34	26.99	1,465,100	1,453,131	820,360	66,018	64,894	648,845
24	宮 崎	98.32	98.36	98.42	99.36	99.40	99.45	35.64	33.45	32.82	913,217	888,394	836,616	59,323	60,934	80,696
25	盛 岡	98.20	98.36	98.40	99.39	99.43	99.44	33.33	35.30	32.03	744,539	673,774	648,482	57,295	58,026	72,290
26	豊 中	98.05	98.32	98.31	99.36	99.37	99.32	32.18	36.95	36.88	1,278,075	1,206,685	1,186,024	174,564	91,931	92,024
27	川 口	98.12	98.24	98.30	99.17	99.21	99.25	44.15	44.01	41.02	1,845,869	1,734,916	1,594,967	130,959	141,022	235,816
28	船 橋	98.22	98.31	98.29	99.31	99.33	99.34	39.22	36.66	33.94	1,795,410	1,714,909	1,738,592	139,151	135,928	140,342
29	高 知	98.34	98.36	98.27	99.59	99.55	99.50	25.96	22.49	21.78	727,315	720,430	778,010	53,560	47,611	19,810
30	旭 川	97.46	98.45	98.26	99.48	99.45	99.38	12.84	20.10	18.85	526,615	565,445	538,478	528,737	80,180	171,302
31	長 崎	97.66	97.97	98.25	99.25	99.39	99.52	31.78	33.88	32.67	1,227,659	1,075,745	904,330	79,707	84,389	104,757
32	和 歌 山	97.84	98.08	98.24	99.24	99.39	99.44	24.89	33.31	30.62	1,202,058	1,047,969	1,003,135	96,095	112,867	49,569
33	尼 崎	97.81	98.00	98.23	99.24	99.33	99.45	35.65	35.20	34.89	1,761,157	1,623,581	1,430,167	104,250	105,950	101,870
34	明 石	97.62	97.92	98.13	99.39	99.45	99.47	25.15	27.73	31.92	1,001,071	909,975	775,300	85,133	75,643	80,995
35	川 越	97.71	97.84	98.09	99.29	99.37	99.40	26.02	24.72	28.14	1,239,782	1,121,905	1,018,140	152,448	176,272	138,829
36	宇 都 宮	98.03	98.04	98.07	99.11	99.23	99.23	37.64	32.58	33.83	1,738,474	1,740,697	1,744,509	143,549	193,400	174,647
37	姫 路	97.72	97.88	98.06	99.41	99.45	99.51	23.98	24.02	25.28	2,134,193	2,035,507	1,874,486	173,122	138,171	142,385
38	下 関	97.80	97.91	98.03	99.29	99.31	99.36	23.91	27.84	29.57	686,416	659,582	601,039	65,235	72,691	75,076
39	鳥 取	97.67	97.81	97.98	99.22	99.37	99.54	21.61	23.43	22.60	511,678	493,887	414,086	67,919	60,810	88,855
40	岡 崎	97.86	97.91	97.98	99.34	99.37	99.39	23.73	25.88	27.26	1,466,913	1,433,212	1,367,595	89,498	84,906	98,557
41	豊 橋	97.68	97.89	97.96	99.38	99.44	99.43	27.07	28.06	26.02	1,475,903	1,333,203	1,264,532	90,448	112,287	102,060
42	奈 良	97.55	97.78	97.91	99.36	99.43	99.46	26.62	26.44	26.28	1,245,971	1,133,686	1,109,180	118,413	80,374	34,748
43	一 宮	97.95	97.97	97.90	99.30	99.29	99.30	30.10	28.70	27.88	1,035,733	1,066,620	1,071,324	52,468	38,091	62,981
44	水 戸	97.79	97.79	97.90	99.08	99.09	99.15	35.68	32.99	36.10	858,997	865,393	831,443	81,454	89,287	80,117
45	高 松	97.70	97.80	97.89	99.27	99.32	99.36	29.00	28.34	25.79	1,438,452	1,349,027	1,333,981	110,424	136,114	105,096
46	久 留 米	97.73	97.71	97.77	99.22	99.23	99.25	29.07	26.06	29.52	917,884	1,018,038	978,417	81,564	90,710	70,152
47	八 戸	97.19	97.57	97.74	99.24	99.29	99.33	37.45	26.50	26.25	755,309	666,655	631,410	138,048	102,115	65,723
48	柏	97.36	97.44	97.52	98.96	99.01	99.01	32.79	34.85	37.17	1,824,043	1,822,451	1,765,063	105,418	82,312	96,083
49	横 須 賀	97.13	97.22	97.47	99.17	99.21	99.23	23.92	23.91	25.51	1,616,660	1,501,743	1,469,284	125,769	196,034	116,401
50	佐 世 保	97.74	97.55	97.43	99.26	99.24	99.23	19.24	18.57	21.03	638,211	688,742	697,245	48,931	61,047	75,100
51	福 島	97.40	97.33	97.34	99.18	99.13	99.20	24.58	26.26	22.60	1,039,147	1,029,393	1,032,627	51,556	98,060	92,615
52	秋 田	96.68	97.06	97.24	99.28	99.24	99.27	19.30	24.11	22.26	1,277,152	1,181,941	1,154,941	210,017	134,492	83,602
53	郡 山	96.89	97.10	97.10	99.25	99.24	99.20	19.65	23.87	21.84	1,530,658	1,455,542	1,470,666	127,465	107,886	79,982
54	甲 府	97.03	97.11	96.96	99.13	99.10	99.05	23.86	20.15	19.63	786,497	809,225	873,981	110,990	83,681	52,192
55	寝 屋 川	97.27	97.11	96.95	98.90	99.04	99.08	30.33	25.53	23.31	797,649	830,969	865,270	37,349	45,234	44,125

令和7年度

市 税 概 要

令和7年10月発行

編集
発行 金沢市総務局納税課

所在地 〒920-8577
金沢市広坂1丁目1番1号

電話 076 - 220 - 2149